

介護保険料の決まり方と納め方

介護保険料のお知らせ

◆納入通知書兼特別徴収額通知書等を発送します

65歳以上の皆さんに介護保険料の納入通知書兼特別徴収額通知書等を7月中旬に発送します。

今回の通知書は、住民税額の確定に伴い、令和元年度の介護保険料を決定したもので、各期別の保険料については、既に到来した期別（4月・6月）と今後到来する期別（8月以降）の保険料の合計額が、年間保険料額になるように調整しています。

◆保険料の納め方

●特別徴収

（年金からの天引き）
65歳以上で、年金（老齢・退職年金、障害年金、遺族年金）を年額18万円（月額15,000円）以上受給されている方が対象。

※8月の徴収額が変更となっている方がいます。

介護保険料の特別徴収は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月



に「本徴収」として納めていただきますが、収入の変動などで前年度の仮徴収額と本徴収額の差が著しい場合には、10月以降の保険料が均等になるよう8月の徴収額を変更しています。（特別徴収額の平準化）

【表1】今後の納期

月	8月・9月	10月・11月	12月・1月	2月・3月
期	3期	4期	5期	6期
普通徴収	9月2日（月）	10月31日（木）	12月25日（水）	3月2日（月）
特別徴収	8月年金から天引き	10月年金から天引き	12月年金から天引き	2月年金から天引き

【表2】低所得者の保険料軽減強化

所得段階	保険料（年額）	
	平成30年度	令和元年度
第1段階	27,800円	23,100円
第2段階	46,200円	38,500円
第3段階	46,200円	44,700円

※所得段階が第1～3段階の方については、消費税増税に伴い、介護保険料が【表2】のとおりに軽減されます。第4～10段階の保険料に変更はありません。

●普通徴収

（納付書、口座振替による納付）
年度の途中で65歳になられた方や転入された方、年金が年額18万円（月額15,000円）未満の方などが対象。納付書による納付の方は、各納期までに取扱金融機関またはコンビニ等で納めてください。

※口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配がありません。

■問い合わせ

長寿介護課 介護保険担当

☎23・4313

認知症カフェに参加しませんか？

認知症カフェとは、認知症の人やその家族、また地域住民やケアの専門家が情報交換をしながら集う場です。誰でも参加可能です。認知症の勉強や日頃の介護の話などお茶を飲みながら語り合しましょう。

お気軽にお立ち寄りください！

日程	オレンジカフェ・虹		こすもすカフェ		にらさきオレンジカフェ	
	8月27日（火）	13：30 ～ 15：30	7月18日（木）	10：00 ～ 11：30	7月25日（木）	14：00 ～ 15：30
	10月22日（火）		9月19日（木）		8月22日（木）	
	12月24日（火）		11月14日（木）		9月26日（木）	
	2月25日（火）		1月16日（木）		10月24日（木）	
			3月19日（木）		11月28日（木）	
					12月（未定）	
					1月23日（木）	
場所	韮崎市民交流センター ニコリ 1階会議室		こすもす本町通りデイサービス （文化村）		フルリールにらさき （富士見）	
実施主体	公益社団法人 認知症の人と 家族の会 峡北地域・虹の会		（有）こすもす		フルリールにらさき	
連絡先	☎22-0366 ☎22-3566		こすもす本町通り ☎21-3237 こすもす藤井 ☎23-6188		☎30-2211	



※日程・内容等は変更になることがあります。詳細は連絡先にお問い合わせください。

■問い合わせ 地域包括支援センター（もの忘れ相談センター） ☎23-4313・23-4464 FAX 23-4316